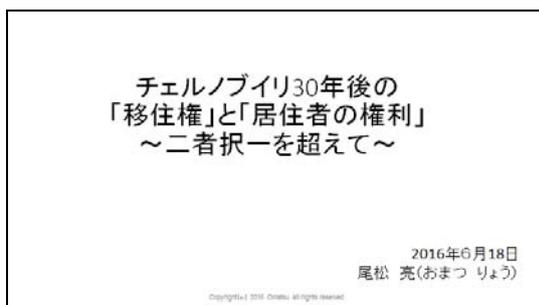


シンポジウム「核被害による長期避難の実相
～チェルノブイリとマーシャル諸島に学ぶ」

チェルノブイリ30年後の「移住権」と「居住者の
権利」～二者択一を超えて
ロシア研究者・関西学院大学災害復興制度研究所
研究員 尾松 亮

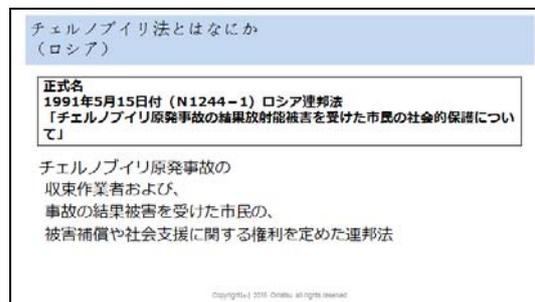


もともとロシア、旧ソ連地域の社会制度、経済情勢の調査をしてきましたが、福島第一原発事故以降、チェルノブイリの被災地で被災者の権利はどのように定められ、どのように救済法の制度が運用されているのかを調べながら、日本の法制度づくりの提言を続けてきました。

チェルノブイリ法の一つの特徴でもある被災地の中には国の責任で移住を選択した人を支援しなければいけない、ただ居住継続を選択する権利もあるという、日本語では選択的移住区域、ロシアのチェルノブイリ法の用語では移住権のある居住地域と呼ばれている地域があり、この地域が私のフィールドスタディーの拠点です。事故から30年たった今年4月の時点でもう一度訪問してきましたので、その訪問の記録も含めてお話をしたいと思います。

まず、チェルノブイリ法という法律とは何かを簡単に言うと、1986年にチェルノブイリ原発事故が起こり、ちょうど5年後の1991年、おくれればせながらと言っていいと思います、チェルノブイリ原発事故被災者の権利を定め、移住の権利も含めて国が補助することを認めた法律ができました。これがチェルノブイリ法です。ウクライナ、ベラルーシ、ロシア、

それぞれできて今もお運用が続いています。きょうお話しするのは私が見てきたロシアの被災地ですので、ロシアのチェルノブイリ法をもとに紹介いたします。ウクライナもベラルーシも大枠は同じ原則で被災者の権利が定められています。



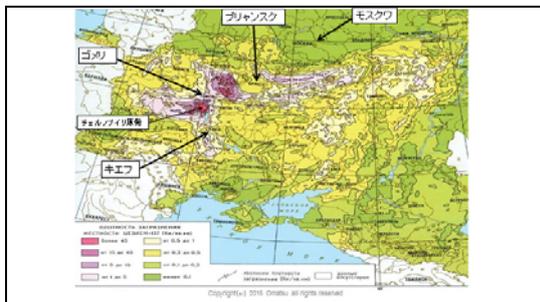
この法律、何を定めた法律かという、大きくいえば三つあります。一つが、チェルノブイリ原発事故によって影響を受けた被災地とはどこなのか、どの地域を国が責任を持って補償、支援しなければいけないのか、ということです。

そして、チェルノブイリ事故被害者とは誰なのかという要件です。被害者の中には、事故の火災などをとめた収束作業員、事故の結果被害を受けた市民、これは汚染地域に住んでいる人々、汚染地域から避難した人々も含まれます。

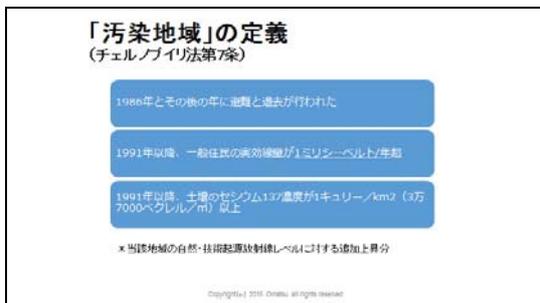
三つ目の要点が、被災者に対して国はどんな支援や被害補償をしなければいけないのかという具体的な項目について決めました。その項目の中で重要なものの一つが汚染地域における住民の移住の権利、そして居住し続ける人たちに対するリスクを低減するためのサポートです。

これは、90年代半ばに出てきた汚染地域のマップです。単純化して言ってしまうと、赤い色が濃い地域ほど汚染度が高いと思ってください。セシウムの汚染マップです。ちょうどチェルノブイリ原発の周辺が真っ赤なのはそうだろうと思いますが、注目してほしいのは、そこから200キロ近く離れていますが北東に全く同じぐらい真っ赤なスポットがあることで

す。私が訪問してきたのが、まさにこの北東ホットスポットと呼ばれるところです。ロシアの一番西側の地域、そしてベラルーシの一番東側。ベラルーシでいうと有名なのはゴメリ州です。菅谷昭・松本市長などが医療支援に行っていた地域です。私はそのホットスポットのロシア側を訪問してきました。



チェルノブイリ法の一つの要点、被災地はどこなのかということ、日本に翻って考えると、被災地の定義、基準が曖昧なまま、この5年が過ぎたと私は思っています。チェルノブイリ法は事故5年後にできた法律ですが、ロシアチェルノブイリ法第7条で、三つの基準を立てて、この基準のどれかに当てはまる地域であれば法律として汚染地域と認めて、国の支援、補償が必要だと認めています。



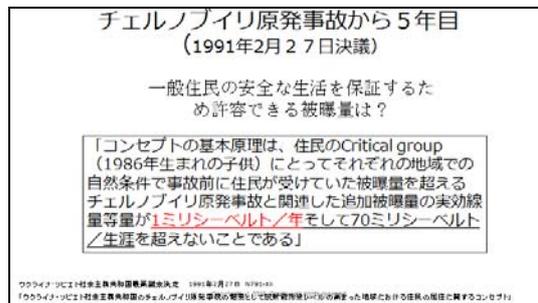
1 番目が、1986年とその後の年に避難と退去が行われた地域。これは言ってしまうと距離基準です。原発周辺の30キロ圏プラスその外にある一部のホットスポットのことを言っています。ここにはベクレルとかシーベルトという汚染度の単位、放射線量の単位は出てきません。つまり、事故直後、避難が行われた原発に隣接した地域だから今も立ち入りが禁止で、今も居住が制限されています。

2 番目の原則がチェルノブイリ法の一番重要

な原則で、1 ミリシーベルト基準です。法律ができた91年の時点ではありますが、ここに住んでいたら住民の年間の追加被曝量が1 ミリシーベルトを超えると推定される地域は被災地として、その住民には被災者としての権利が認められます。そこから移住する人にも移住の権利が認められます。

3 つ目が土壌汚染基準です。これについてはいろいろな議論がありますが、1 ミリシーベルト基準という被曝量の基準を定めても、個々人の線量を網羅的にはかることは難しいので、主に土壌汚染の基準で被災地ははかられています。この基準でいうと、1 平方メートル当たり3 万7,000ベクレルを超える土壌汚染がある地域は被災地と認められ、その住民には被災者としてのサポートがあります。

この1 ミリシーベルト基準、最初にソ連の共和国内で法制化したのはウクライナとベラルーシですが、1991年2月27日、ウクライナ共和国議会の決議によって1 ミリシーベルトという基準が明文化されます。ここで言うことが結構重要で、チェルノブイリ法の基盤になるので紹介します。



コンセプトの基本原理は、住民のクリティカルグループ（1986年生まれの子供）にとって、それぞれの地域での自然条件で事故前に住民が受けていた被曝量を超えるチェルノブイリ原発事故と関連した追加被曝量の実効線量等量が1ミリシーベルト/年、そして70ミリシーベルト/生涯を超えないことである。

これはロシア語からの翻訳でもありますし、法文なので何を言っているのかわかりづらいと思いますが、私はいつもこういうふうに訳しかえて紹介しています。事故から5年後、

ウクライナ共和国の議会が定めた住民に対する宣言であり、約束として、こういうことを言っています。

このウクライナに、1986年チェルノブイリ原発事故が起きました。86年に生まれた子供たちに対して、この国では、年間1ミリシーベルトを超える被曝は認めません。この子供たちが70年生きるとしましょう。あなたたちに70ミリシーベルトを超える被曝はこの国ではさせません。これがウクライナ議会の事故5年後の決議です。

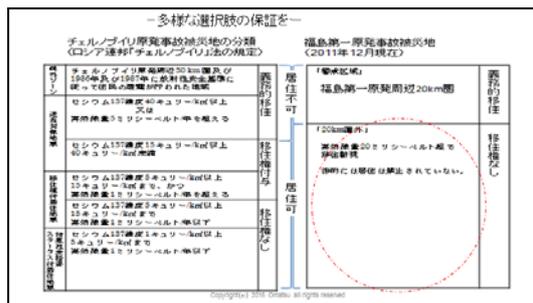
我々も事故5年を迎えました。日本の議会でこれに類する決議はまだ出ていません。

ただ、もちろん文句のつけようがある約束です。事故5年たっていますから、この約束はこの時点ですでに破られています。事故5年間で70ミリシーベルトを超えて被曝した子供はたくさんいます。何を今さらと言うことは可能です。ただ、この破られた約束をこれ以上破らないために、約束を破ってしまったという前提に立って、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアのそれぞれの共和国は、1ミリシーベルトを超えて被曝する人々に対する補償を定めました。それを具体化したのがチェルノブイリ法です。

チェルノブイリ法は、先ほどの3つの基準に従って、どれかに当てはまれば被災地と認めますが、被災地の中でも立ち入りが禁止される原発に隣接した地域、それと汚染地域の中でも汚染度が高いので移住を希望する人は支援しなきゃいけない、だけど全員強制移住は現実的にできない地域、また移住までの必要性までは認めないけど一定の汚染度があるので、それに対するリスクの低減のサポートをする地域に分けて、汚染地域の中でも汚染度やリスクの高さによって、第1ゾーンは原発からの近さですけれど、1から4ゾーンまで分類します。基本的な考え方は、土壌のセシウム汚染度、そして平均推定被曝量が高い地域ほど厳しい規制、場合によっては立ち入り規制もあるわけですが、農業とか林業の規制とか、厳しい規制を課すかわりに、より充実

したサポート、補償をするという考え方です。

地域区分	主な区分基準	実施される施策
1: 除外ゾーン	チェルノブイリ原発周辺地域及び1986年及び1987年に放射線安全基準に基づいて住民の避難が行われた地域	住民の定住は禁止される。企業活動や自然利用が制限される。
2: 退去対象地域	土壌のセシウム137濃度15ci/km ² (約1万6000Bq/m ²)以上	土壌のセシウム137濃度が40ci/km ² 以上(または5ミリシーベルト/年超)の地域では、住民を強制退去させる。それ以外の「退去対象地域」では、移住を希望する住民には「移住に関する補償を受ける権利」が認められる。
3: 移住権付居住地域	土壌のセシウム137濃度5ci/km ² (約5万9000Bq/m ²)以上15ci/km ² まで	移住を希望する住民は「移住に関する補償を受ける権利」が認められる。(※12ミリシーベルト/年以下の地域では移住権は認められない)
4: 特恵的社会的経済的ステータス付居住地域	土壌のセシウム137濃度1ci/km ² (約1万7000Bq/m ²)以上5ci/km ² まで	住民に対する制御的被害対策確保措置、住民の生活レベル向上のための環境保全・精神ケアサポートが実施される。

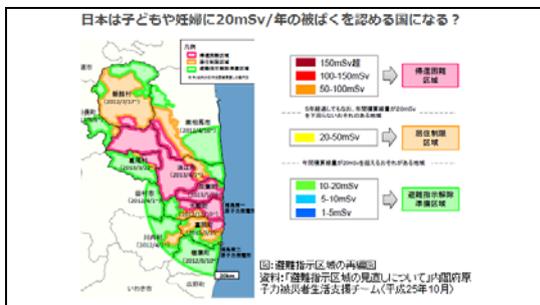


かなり単純化した比較表ですが、日本の福島第一原発事故後の被災地の区分と比較したときに、問題がわかりやすいので、時々この比較図を使っています。

チェルノブイリ法での汚染地域、被災地認定を見ると、まずは1ミリシーベルトという原則をちゃんと法律に書き込んだ上で、移住を義務づけて国の判断でここは住めないけど住み続ける人の権利も認めてサポートする地域、移住の権利まで認めないけど汚染のリスクがあると認めて住民のサポートや補償をする地域という段階分けをする工夫の知恵が、これが完璧な工夫だとは思いませんけれど、工夫を凝らして何とか被災地を1ミリシーベルト原則を守りながら、より汚染度の高い地域に厳しい規制と手厚い補償をとという段階分けをしています。

それに対して日本の場合は、まず原発事故が起こった後、半径20キロ圏と20ミリシーベルトを超える地域には強制避難と計画的な避難が行われましたが、20キロ圏の外で20ミリシーベルトを下回る地域に関しては、法律で被災地と認めて、国が責任を持って避難や放射線防護のサポートをする姿勢は今に至るまで

そういう位置づけはしていません。だから、この20キロ圏の外、20ミリシーベルトを下回る、仮に19.99999ミリシーベルトだったとしても、そこにゼロ歳児を育てているお母さん、お父さんがいたとしても、そこから避難した人は、法的にはチェルノブイリ法のような避難者としては認められません。勝手に出たという位置づけになります。勝手に出たという位置づけになりませんが、逆に気持ち悪いのは、不安なのはわかりますけど、不安なのはわかりますから、そんなにストレスを抱えないようにという精神医学的なサポートの対象とされてしまいます。



さらに、もともと避難の指示が出ていた20キロ圏、そして飯舘村などの計画的避難区域についても、20ミリシーベルトの基準を下回った上で、インフラなどの整備が進んできた、戻れる状況にあると判断された地域については、徐々に避難指示が解除されて、そこからの避難者に関しては戻っていいと、戻っていいというよりも、戻れるのだから、あなたたちは避難者ではないという位置づけに変わりつつあります。それまで避難してきた方、例えば最近では葛尾村の避難指示解除についての報道が出ていますが、川内村東部や楡葉町、田村市都路地区は避難指示が解除されています。そうすると、一度、国の指示を受けて避難して、民間の借り上げ住宅も含まれますが、仮設住宅に住んできた人たちは、もう避難者じゃないからそこを出なきゃいけない状況になります。でも、20ミリシーベルトを下回ったからってまだ帰れないよという方々に対しては、避難継続を積極的にサポートする姿勢は国も県もありません。東電からの賠

償などを得て自力で移住するか、不安は残る、まだ帰るタイミングじゃないなど思っている、帰るか二者択一を迫られている状態です。

それとの比較で、私が見てきたチェルノブイリ法の移住の権利のある居住地域を見ていきたいと思います。

移住か居住継続を選択する権利は、チェルノブイリ法の条文の中で明確に定められています。

引用します。「放射能汚染地域に居住する市民は、客観的な情報に基づいて、自主的に当該地域での居住を続けるか他の地域に移住するかを決定できる。どの決定をとるかで、直接の経済的な有利を生じさせてはいけない。」

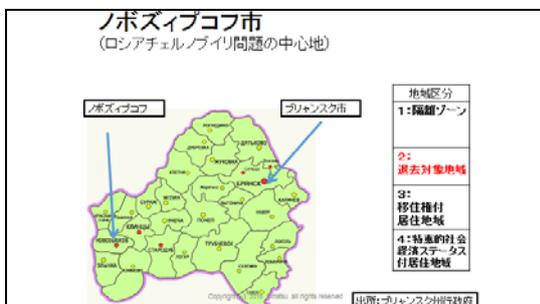


これはロシアチェルノブイリ法ができる約1カ月前の閣議決定です。この時点では、ウクライナ、ベラルーシではもうチェルノブイリ法制定済みでした。閣議決定のこの条文は、そのままロシアチェルノブイリ法の第6条に取り上げられます。つまり、市民は客観的な情報に基づいて、自主的に居住継続も移住の判断もできることが法律の条文に定められているわけです。

そして、その居住継続、移住、どちらの権利も認められる地域であるロシア西端のブリャンスク州ノボズィプロコフ市を、この4月に2回目ですが訪問してきました。ロシアの最西端にあるブリャンスク州という、宮城県とか栃木県とかいう県の単位です。ブリャンスク州の中でもさらに西の外れです。もう何キロか行けばベラルーシの国境にぶつかるころにあるノボズィプロコフに行ってきました。

ブリャンスク州の県庁所在地に当たるブリャンスク市、ここまでもノボズィプロコフ市から

二百数十キロあります。舗装の悪い道路を3時間、4時間かけながら移動します。県庁所在地なので行政手続の中心とか、この州全体が一応はチェルノブイリ事故被災地ですから高度医療センターなどがありますが、ここから通うにはかなり交通の便が悪いです。



チェルノブイリ法でノボズィブコフは、退去対象地域という第2ゾーンに認定されました。退去対象という、もうみんな退去させられたのかと思うかもしれませんが、ロシアの区分では必ずしもそうではありません。退去対象地域でも年間の被曝推定量が5ミリシーベルトを若干でも下回れば、住み続けることは権利として認められます。その第2ゾーンの一部がノボズィブコフ市です。そして、移住権があります。

人口の推移を見ると、事故直後の時点では5万人近くいたという証言がありますが、大体どのくらいだったのか、まだ記録を手に入れていません。事故直後4万7,000人だった人口が、今では4万2,000人ぐらいでここ10年ぐらいは推移しています。1992年でもうすでに4万2,000人ぐらいに減っているのがわかると思いますが、複合的な要因があります。91年末にソ連が解体されて、92年からがロシアになるわけですが、ソ連が解体されたことで出身

共和国に帰っていった人たちもいるから減ったのもあれば、91年にチェルノブイリ法で移住権が認められたことによって、一定規模の人口は、移住権によって移住したと市役所の人は説明しています。この後、若干回復もしますが、これは旧ソ連地域からの出稼ぎだったそうです。



この地域に住んでいる人たちにこの4月会ってきて、いろいろヒアリングをしています。移住の権利があるが居住の権利もある地域です。移住の権利はあるけど、いろんな事情でこの地域に残って30年間住み続けてきた人たち、特に教育者を中心に話を聞いてきました。30年たって、意識はもちろん風化していて当然だと思います。今、学校で勉強している子供たちとか、チェルノブイリ事故時に私8歳だったんですが、それよりも若い先生方が教えていますから、先生方もチェルノブイリを知らない子供たちである場合もあるし、知っていても当時2歳だった人たちもいます。ただ、30年はたったとはいえ汚染度は一定程度残っていますから、どうやってこのリスクを次の世代に伝えているのかが一つの調査の趣旨でした。

写真ベースで話していこうと思います。

これはギムナジアという、日本でいうならば小学校1年生から高校2年生までと一緒に学んでいる小中高一貫教育みたいな学校です。ソビエト時代からずっとあった学校で、高校2年生までで、すぐ大学とか高等専門学校に子たちは日本よりも1歳若く入ります。

9年生の英語の授業です。9年生というと14歳、15歳ぐらいです。特に4月26日のちょっと前だったので、イベントでいろいろチェル

ノブイリ記念日のことをやっています。この地域にも若干いる事故収束作業員の生き残りの方を招いて事故当時のことを聞くという授業をやっています。その子たちに話を聞いて、チェルノブイリや放射線のリスクについてどんな授業をやっていますかという話を聞いて、エコロジーという授業とか健康学という授業の中で、健康学で人体の仕組みと甲状腺がどこにあって放射線がどう作用するのかを教えてもらうことがわかった。エコロジーという授業では、ガイガーカウンターを持った実習で学校の周りの放射線量をはかったり、どんなところに汚染スポットがたまりやすいのかを教えてもらったり、マップをつくったりしているそうです。

ソビエト時代は別の名前だったらしいですが、生活安全の基礎という必修科目があります。ロシア全体でやられている必修科目で、ここで放射線防護に時間をとって、いろんな補助教材なんかを使って勉強しているというんです。森でとれたキノコにはセシウムがたまりやすいから衛生局ではからなきゃいけないとか、周りが森林に囲まれていると何が起こるかとか。まちの中はいろいろ除染もやっていますし、アスファルト舗装もしたので、30年たって、すごく高線量の地域、スポットはそんなに見えないんですが、森に行くと1マイクロ、数マイクロ超える地域、スポットが結構ありまして、森は厄介だと言います。平地ですから、どこか下のほうに流れてもいかない。ただの平野だったら放射線物質はだんだん土の中に埋もれていって土壌表面の放射能は下がっていくはずですけど、森の場合は、木の根がそれを吸い取って、落ち葉になってまた落ちてくる。それがまた土にたまる。それをまた木が吸い込む。さらに言うと、日本みたいに湿気の多い国じゃないですから、毎年のように森林火災が起きます。そうすると、落ち葉にたまった放射線物質が灰になって巻き上がって、まちに降ってきます。そういうときの、マスクをすとか屋内待避の防護策などもこの授業で教えている。生活安全の基

礎という授業です。

これは市民団体が学校と協力してやっているプログラムの一環で、食べ物の絵がいっぱい書いてあります。スイカとか牛乳パックとか野菜とかパイナップルとかあって、クイズですけれど、この中でより分けて、右側は放射線物質に汚染されている可能性があるから気をつけなきゃいけない食べ物、こっちは放射線物質に汚染されていないとみなしていい食べ物で、子供たちがグループに分けて、スイカはこっちとか、ニンジンもこっちとか、キノコは絶対、先生も言ってたから気をつけなきゃいけないほうとより分ける授業を、30年後の4月にやってるんです。



その中でおもしろかったのが、瓶に入った牛乳は汚染されているほうだ、パックに入った牛乳は汚染されていないと子供たちが分けます。何で同じ牛乳なのにそうなのと言うと、子供たちの説明が、瓶に入った牛乳は瓶の口が空いているから、ここに放射能が降ってくると。パックに入っている牛乳は、パックに包まれているから放射能入ってこないから大丈夫だと子供たちは言いますが、それは不正解です。もちろん牛乳は両方、パックに入っているでも気をつけなきゃいけない。ちゃんと衛生局ではかっているかどうか気をつけなきゃいけない。特に自宅が農家であるところでは牛乳に気をつけなきゃいけない。

そもそも、ここで放射線物質に汚染されていないとみなしていい食品はあるのか。どんな食品だって放射性物質に汚染され得るのではないかと言ったら、クイズの趣旨としては、そんな厳密なことじゃなくて、スイカとかパイナップルはこれでいいと。なぜなら、この地

域でとれたものじゃない、だいたい輸入物でトルコとかから来るから。つまり、ここで教えているのは、そんなに理論的なことではなくて、低学年の子供たちなのでベクレルもシーベルトも出てきません。

何を教えているかという買い物です。買い物とか食生活で、特に自家栽培でとれたものに対する注意を喚起しています。こういう授業を30年後にやっている。この地域は、汚染地域で第2ゾーンとはいえ原発からは200キロ近く離れています。ここでやっているのが、人体図を描いて、ここが甲状腺だ、ここが胃だとか、ここに放射性物質が影響するという話をしています。ここに参加している子供たちは9歳とか10歳とかですから、チェルノブイリ事故後20年もたって生まれてきたわけです。彼らの両親だって、私より若い、チェルノブイリのことなんて、ビビッドな記憶としては事故当時のことなど覚えてない。どうしてこんな授業ができるのだろうとすごく驚きました。



チェルノブイリ事故当時、私は8歳でしたし、その事故が何だったのかは全然よくわからなかったです。母が騒いでいて、雨が降ると傘じゃなくてレインコートをかぶせて学校に行かされたのは覚えています。放射能が降って

くると言っていました。私にとってチェルノブイリはそんな記憶です。

この学校に行ったときに比較例として思ったのは、自分が小学校、中学校のときに受けた広島、長崎についての授業です。歴史的なテーマとしては授業で受けて、ああいう授業があったのはすごくよかったと思うんですけど、どこまで自分に関係ある問題として捉えたかというとすごく怪しいと思います。広島が遠いし、長崎も遠いし、東京出身で自分に親戚や知り合いがないからというのがあります。生まれる何十年も前に起こったものですから、ずっと戦争を知らない子供たちと言われましたが、本当に自分事として捉えていたとは思えない。それと同じことがこの子たちに起こって当然だろうと僕は思っていました。30年も前のことだし、生まれる前のことだし、子供たちからすれば聞きたくない話とか退屈だったりしないのかなと思っていました。彼らに話を聞くと、全然昔のことだという意識はないと言うし、チェルノブイリは十分近いと女学生たちは言っていました。近いうって200キロ離れているよと言うと、だって県庁所在地のブリャンスクは230キロ離れていますからという。30年も前の昔のことを聞いて自分に関係ないことと思わないのと尋ねると、関係ないということはあり得ない、だって友達にも甲状腺がんになった人がいるし、親戚のおじさんでチェルノブイリの疾病認定を受けて証明書を持っている人もいるとか、そんな話をします。



すごい優等生だなと思う反面、何でこんな授業が可能かという話をいろんな先生に尋ねると、向こうとしては何でそんな質問をするの

かがよくわからない。「Ведь мы здесь живем!». 何と言ってるかという、「だって、ここに生きているんだから」。私たちの住んでいる地域って第2ゾーンなんだから、「Как иначе!». こうするしかないでしょう、というのが彼らの答えでした。



なぜ事故30年もたって、こんな授業が可能？

Ведь мы здесь живем!

Как иначе!

ここは原発から200キロ離れていて、ホットスポットでありながら事故直後は被災地認定も受けられないまま、チェルノブイリ法ができるまでは法的には被災地として認められなかった。原発からこれだけ離れているロシアの地域に被災地があると、ずっとソ連政府は認めなかった。遅ればせながら認められた被災地で30年後こんな授業がやられている。

自分に引きつけて考えると、福島第一原発から200キロ離れた関東の地域で30年後こういう授業ができるだろうか、今こういう授業ができるだろうかと考えました。一部、先生の努力でやっているところはあるのかもしれない。ただ、そうするとPTAから子供を怖がらせるのではないとか、福島の人を傷つけるからやめなさいとか、関東で何でそんなことするの、福島じゃないのという話になるだろうなどと思います。

ギムナジアでこういう授業をやっていて、子供を怖がらせるとか、風評被害を助長すると

いう批判が地域や役所から来ることないですかと尋ねました。そうしたら、そういう考え方はしません、実際に30年の教師の経験の中で子供達の間にも病気が出ている、この地域に住む以上リスクがあることを知って、身を守ることを教えなければいけないと言う。だけど、彼らの経験則からいうと、病気になった子供たちは、親がハンターで野鳥の肉を食べているとか、キノコを採ってきて食べてしまうとか、そういう防護策を十分にやってなかったことがあるだろうから、ちゃんと防護を教えていけば、ここでも生きていける。移住の権利はあっても4万人以上の住民は残っているわけですから。

子どもを怖がらせる、風評被害を助長するとの批判は？

○ギムナジア教師

そういう考え方はしない。実際に子供の達の間にも病気は出ている。この地域に住む以上、リスクがあることを知って、身を守ることを教えなければならぬ。ちゃんと防護をすれば、ここでも生きていける。

教育大学学長 ニコライ・マカルキン氏



「ゾーン(放射能汚染地域)」に住んでいるということは、住民の共通理解。

この地域に住むことにリスクがあることを子供たちに教えることが、「地域発展の妨げ」という意識はない。

「子どもを怖がらせている」のではない。「怖がらなくて済むような状況」を作るため、それほど難しく無い防護策を教えている。

「放射線防護」を必修科目にしたいが、現状難しい。「生活安全の基礎」科目の中で教えている。

町には教員養成校があって、食べ物をより分けたりする実習には、教師の卵たちが入っています。この若い学長さん、私と同じ年だそうですので、チェルノブイリ事故当時8歳だった人が教員養成校の学長になっていますが、彼は言っていました。ゾーンに住んでいることは住民の共通理解であって、この地域に住むことにリスクがあることを子供たちに教えることが地域発展の妨げという意識はない。子どもを怖がらせているのではなくて怖がらなくて済むような状況をつくるため、それほど難しく無い防護策を教えている。放射線防

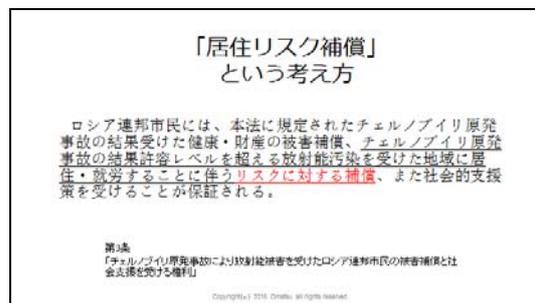
護を必修科目にしたいが現状では難しく、教育省の認可とかも必要なので生活安全の基礎科目の中で教えている、と。

先ほどの教科書ですが、生活安全の基礎の中で放射線防護を教えていると単に紹介してしまいましたが、6年生の教科書を見てみると、放射線防護のページって2、3ページです。主には放射線事故が起きたときの屋内待避のやり方を書いているだけです。汚染地域に住むための食生活とか衛生的な基礎とかは、ここには余り詳しくは書かれてない。この科目はいったい何なのかというと、日本には存在しないのでわかりにくいですが、言ってみると、保健体育と家庭科の栄養学と緊急避難訓練が合わさったような授業です。趣旨は何かというと、サバイバルの技法を教えることです。ソビエト時代には、あり得る軍事的な有事、あり得る戦争に備えるという意味合いがあったそうです。その中で、応急手当とか森で遭難したときの逃げ道の見つけ方とかも書かれています。この地域の学校では、地域の特性で放射線防護にかなり力を入れて、教科書に書いてあること以上に補助教材をつくって、どんなキノコに放射性物質がたまりやすいのかとか、季節ごとにどんなところに吹きだまりができてホットスポットができてやすいのかをイラストを入れて教えています。だから、これを必修授業にしないと、やる学校はやる、やらない学校はやらない、やる教師はやる、やらない教師はやらないになってしまう。今回はかなり力を入れている、頑張っているところを見ている可能性もあります。ほかの学校では、必修の教科書に書かれている以上のことは余りやってないこともあるかもしれません。だから、必修化は大事なことだろうと思いました。

彼らとは法律について別に議論をすることは無いですが、マカルキン学長は、ゾーンに住んでいることは共通理解だということがチェルノブイリ法との絡みであり、この地域に住むことにリスクがあることを前提認識にしていました。

この地域は、チェルノブイリ法のたてつけ上は、人が住み続けてもいいと一応はされている地域です。ただ、それは、全く安全で何も問題がないから自己責任で住み続けていいと言っているわけではありません。移住の権利も認めている地域です。この地域に住むことについては、法的に認められた汚染地域ですからリスクがあることは法律も前提にしています。

チェルノブイリ法の特徴的な考え方に、「居住リスク補償」という考え方があります。それはチェルノブイリ法の第3条から下線部だけ引用しますが、「チェルノブイリ原発事故の結果許容レベルを超える放射能汚染を受けた地域に居住・就労することに伴うリスクに対する補償」を国がこの法律に基づいてやる。補償とか賠償の話になると、具体的な病気になったから、何か目に見える実害が出たから、それに対する補償をするという話に日本ではどうしてもなりがちです。



ただ、チェルノブイリ法の考えはそうじゃない。目に見える病気が現時点で出てなかったとしても、この地域は事故によって汚染され、本来であればあり得なかった法定基準を超える汚染を受けている。そして、法律の基準を超える被曝を、一部の住民に強要してしまう状況になってしまった。そのリスクを負わせていることについて補償する考え方です。もちろん病気になれば、なった人は疾病者、障害者認定を受けてより手厚い補償を受けることとなりますが、現時点で病気になっていなくても補償の対象になるのがチェルノブイリ法の考え方です。

そして、ここに住んでいる住民に対しては、

居住リスクの補償として、次のような項目の支援が国の責任によってなされます。

居住者の権利(退去対象地域の場合)

- ・居住者への月額支給(40～60rub)
- ・勤務者・事業者への月額支給(200～400rub)
- ・当該地域での勤務期間に従った追加報償
- ・追加有給休暇(7日～21日)
- ・女性には90日間の産前休暇
(含非汚染地域保養)
- ・最大で7年早く年金支給を開始(35歳)
- ・放射線基準値をこえない、かつ必要な栄養価を含む食料品の供給

等

Copyright © 2018 Oshika. All rights reserved.

月額支給金が出ます。この支給金の名目は、基本的には汚染されていない地域から食料品を取り寄せるための補助金です。もともとは最低生活月額何割と定められていましたが、その後、財政難でカットに次ぐカットで、今は具体的な額で定められますが、60ルーブルって今のレートでいうと1ドルです。月額1ドルもらって何になるのかはありますが、こういう名目での補償金は支払われ続けている。

また追加有給休暇として、特に女性には産前産後の90日間の休暇で、これは汚染されていない地域で産前産後を過ごしやすいうようにというものです。または1年に1回でも2回でも保養に出かけやすいうようにという配慮での追加有給休暇です。

特に子供のために食費のための月額補償金が重点的な項目で定められます。これは、汚染されていない地域から食糧を取り寄せるためであり、汚染地域でいろいろな規制があつて栄養が偏る可能性があるため、栄養価の高いものを子供たちにとらせるための補助金です。年齢の若い子供のほうが多くの金額が出ますが、この金額も今のレートで見ると、かなり安くなってしまいます。

子どもの権利を定めた条文(第三ゾーン)

8) 3歳未満の子供を対象とした乳製品の月額補償金
1歳未満の子供: 230ルーブル
1歳以上3歳未満の子供: 200ルーブル

9) 就学前児童施設における子供の食費として180ルーブルの月額補償金。これは3歳以上の子供が医療上の理由で就学前児童施設に通っていない場合にも適用される。

10) 国立一般教育機関、初等・中等職業教育機関における、就学期間の就学者の食費として70ルーブルの月額補償金。

11) 必要な栄養素が高い濃度で含まれる「きれいな*」食品の供給

12) 国立初等・中等・高等職業教育機関に入学するとき、また職業訓練課程を受講するとき、(他の条件は詳しくは上で)就学時の入寮が優先的に認められる権利。当該市民に対しては就学段階に問わず100%補償された奨学金が設定される。

Copyright © 2018 Oshika. All rights reserved. チェルノブイリ法18条

こんなふうに居住し続けている人たちに、居住リスクに応じた支援策、補償策があります。必ずしも私が会ってきた学校の先生とか市民団体の人が、この法律の条文とかを詳しく理解しているわけではありません。ただ、この月額支給金を毎月彼らはもらい続けています。そして、毎年1回の義務的な医療健診というのを受け続けています。一時期までは、子供が年間に1回、サマーキャンプとか保養に出ていくための資金もある程度充実したものが出ていました。

そうした中で、この地域の居住リスクを低減するためにいろんな取り組みをやるというのが法律のメニューの中にあります。それを利用しながら彼らはチェルノブイリ法ができて25年間、この地域で生きてきたわけです。だから、ここの地域で何かの防護策をやるとか、それを子供に教えることは、法律の後押しもあって、一部の人が騒いでそれをやっているという位置づけじゃないのです。地域の中でそれをやるのがルールになっている。だから、やる人が特にやりすぎて批判されることもない。やらない人が批判されることはないにもかかわらず、やらない学校はやらないようですが、基本的にこの意識に基づいてギムナジアでは子供たちにリスクを教え続けている。それに対して風評被害を助長するとか、子供たちを怖がらせてやらなくてもいいことをと言われることはない。だってゾーンだから、だってここに生きているのだから、というのが彼らの答えです。

この地域で事故5年後に確立された避難の権利、移住権について、仕組み上のことを少しお話しします。

**事故から5年後に確立された
「避難の権利」**

Copyright © 2018 Oshika. All rights reserved.

ノボズィプロコフ市は移住の権利が認められて、

総計でいうと数千人以上が移住をしていきました。そして移住権が認められる条件は、基本的に1ミリシーベルトを超える被曝量があると推定される地域であることです。ノボゾイプコフは、この地域に当てはまります。土壌セシウム濃度が高過ぎる地域、55万5,000ベクレルを超える地域は、推定被曝量云々言わないで移住権が認められます。

チェルノブイリ法における
主な「移住権」認定基準

- ①1ミリシーベルト/年起
- ②土壌セシウム137濃度 15キュリー/km²
(55万5000Bq/m²)以上

どちらかの基準に合えば、「移住権」が認められる。

移住権が認められたときに国から何をしてもらえるか、国はしなきゃいけないかというと、移住先での公営住宅に優先的に入居させるとか、住宅購入費用の減免をしたり、住宅建設をするための資材を供給したりすることです。ポイントは応急仮設住宅じゃありません、恒久住宅です。これは移住先で、移住した人たちが自分の所有物として入手することができます。移住する前の地域に置いていた不動産は喪失した財産という扱いで補償の対象になります。ただ、それ自体できたと言いましたが、1991年にできてソ連崩壊以降は市場経済の中で運用されてきた制度なので、移住元の不動産、置いていった喪失財産と認められても、そんなところに買い手はつかないわけです。市場価格で算出できないわけです。それに対しては、汚染地域に置いていった財産ではあるけど、汚染されていなかったらどのぐらいの価格がつくかという査定法があって、その査定に基づいて補償金が支払われます。あとは移住先での仕事の補償、優先的に雇用される。職業が見つからない場合の職業訓練、訓練期間中の給与支給などが認められています。

「移住権」で認められる補償・支援(例)

分野	補償・支援
住宅	公営住宅への優先入居、住宅購入費用の減免、住宅建設用地・資材の優先供給 等
雇用	移住先での優先雇用、職業訓練支援、訓練期間中の給与支給 等
その他	引越一時金の支給、移動・輸送に関わる費用の支給

出所:チェルノブイリ法でもとに尾松作成

振り返って考えると、日本で自主避難と呼ばれている人たちが、仕事をやめて、本当に子供のことを心配して、自分のことを心配したっていいですが、避難して、仕事をやめて出ていったときどうなるか。勝手にやめて出ていったという位置づけに日本の法律ではなっちゃいますから、それは自主都合退社になり、失業給付金も出にくいという位置づけです。

移住権の場合は違います。移住権が誰に対して認められるか。これはソビエト的とも言えるし、日本でもこの考え方は必要なかもしれないですが、家族単位です。移住権の申請手続表とか、そういうルールを見ると、世帯の中での成人メンバーの同意書が必要になってきます。だから、移住の権利があるといっても、個人の人権として認めているかどうかはまだ議論の余地があります。世帯単位での移住しか認めないので、別居移住は基本的に選択肢として除外している。それは権利の制限であるかもしれないし、それが移住によって世帯分離するケースを良くも悪くも阻んだとも言えます。どちらがいいのかはわかりません。

喪失財産補償における「家族」単位重視

— 2004年12月29日付ロシア連邦政府決定№659(2013年10月24日付決議№468) —

3項:喪失財産の所有者である市民は補償金の受け取りのため、当該財産の位置するロシア連邦構成主体の行政機関に申請書を提出するとともに、次の書類の原本又は公証人証明のあるコピーを添付する。

- A) 当該財産の所有権を証明する書類(1994年時点で対象不動産が当該市民の所有にあった事実を証明する書類も含む)
- B) 新規住所への移住(移出)を証明する書類
- C) 居住者名簿から家族構成及び当該家族の放射能汚染地域における居住期間に関する抜き書き
- D) 家族関係を示明する書類(出生証明、婚姻証明等)
- E) **家族が当該喪失財産に対する権利を申請前に委ねて放棄することによる法的効果**
- F) 政府が定める手続型に依り行われた喪失財産補償査定証明書の

ただ、日本においては、すでに分散移住、分離移住、避難が進んでいる以上は、今から世帯単位でというよりは分離移住が起こって

る状態の中でどうやって地元と行き来するための支援とか、避難を続けながら家族が頻繁に交流できるような支援を充実させていくという考え方が必要じゃないかと思います。

重要なのは、世帯で合意を得て申請していただきという制度にしていることによって、他の移住権のある地域の人たちも移住するかどうか家族で話し合いをしています。子供が小さいから移住した人もいます。移住したいけど、お父さん、お母さんを置いていくわけにはいかないね、仕事だって移住先で今と同じ農業ができないからここに残ろうよ、という選択もありました。それで大半の人が残っているけど、話し合いをするテーブルに着くことへの後押しはありました。国も避難を指示しないし、移住する必要がないのにお母さんやお父さんが勝手に移住しなきゃと言い出したとかじゃなくて、話し合いをしましょうという制度になっています。それでももしかしたらもめた家族もあったかもしれないけれど、移住の選択肢を話し合う土壌があった。その上で彼らは選択してここに残っていることは、すごく重要な前提じゃないかなと私は思っています。

そして、移住した人、ここの地域に住んでいる人も含めて、希望すれば被災者証「統一フォーマット証明書」が発行されます。名前、ミドルネーム、名字、ミドルネームはお父さんの名前ですが、そしてどの町、どの村に何年から何年まで住んでいて、推定される被曝量は何ミリシーベルトと書いてあります。この証明書を提出した市民に対しては、チェルノブイリ法に定められた社会的支援策を役所とか病院では実施しなければいけないと書かれています。

被災者証「統一フォーマット証明書」

УДОСТОВЕРЕНИЕ
Серия АА II ****

Подтверждает удостоверение имеет право на:
получение социальной помощи, предоставление
вакансий в государственной структуре, по специальному
заказу в государственные учреждения, предоставление
льготного жилищного строительства, льготы при
приобретении АЗС.

Имя, отчество (Ф.И.О.): _____
Пол: _____

Дата выдачи: "___" ____ 20__ г.

И.И.И. (фамилия, имя, отчество): _____
адрес: район, область: _____
г.п.: _____

Р.С. (подпись, расшифровка подписи): _____
орган (наименование): _____

Подпись (подпись) _____
подпись (подпись) _____

Подпись (подпись) _____
подпись (подпись) _____

2009年4月11日付 保健・非州事務・財務省

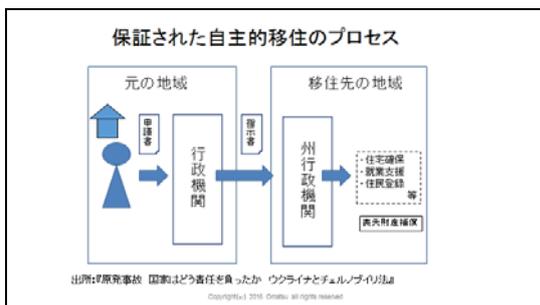
この証明書を見たとき、日本でも福島第一原発事故があったときに被爆者手帳のようなものを被災者に支給すべきじゃないかという提案、国会でも提案がありました。そこで、被災者証を発行すると、そのせいで差別が起こるのではないかという反応があって、なかなか制度化されませんが、少なくともロシアのチェルノブイリ法ではこういう証明書を出すことになっていて、被災者たち、移住者たちは、これを持っています。本当に無神経な質問ですけど、彼らに対してこういう証明書を持っていて差別される心配はないですかと聞くと、何でこの町の人みんな持っているのに差別なんかされるわけないという話です。じゃあ、この町はいいよ、これを持って移住していった先で差別されたりしないですか、それ怖くないんですかと尋ねると、「こんな病院と社会保障局で見せるだけなのに、別に友達に見せるわけじゃないし、何で」と。向こうの人は私の言うことがよくわからないのでした。

差別はあります。チェルノブイリ差別はありました。ただ、それはチェルノブイリ法ができる前から、こんな証明書が発行される前からありました。主にチェルノブイリ周辺の町から強制移住させられた人たちが、キエフというウクライナの首都になだれ込んで来ました。そして、学校に転校生たちが来ました。そのときに子供たちが、あいつ、チェルノブイリの近くから来たらしいぜ、放射能がうつるとか、せっかく新興住宅地ができてキエフの人たちが次は自分が入居できると待っていたら、移住者たちが、避難者たちがぱっと流入してきて、あいつらのせいで入れなかったとか、そういうのはありました。

差別はあっちゃいけないことですし、それに対しては教育、メディア、いろんな手段を使って差別に対向していく、差別が起こらないように、差別するという考え方自体を問い直していく必要があります。この被災者証の話聞いて思ったのは、被災者認定をするから、被災者の権利を認めるから差別が起きるとい

うのは問題のすりかえだということです。被災者の権利を法律で認定することは必要です。それが差別とひもつきにならない地域社会のあり方とか民度が問われています。ロシアの西の外れのベラルーシ国境では、これを持っていることによる差別を私は見てない。私は見てないというのは何の証明にもならないですが、ただ、みんな持っているから別にこの町で差別なんかされないよ、ここがゾーンだとみんな知っているんだからという話です。

これはウクライナの例ですが、基本的な規則、ロシアも同じなのでこの図を使って説明すると、移住権の申請と移住の手続です。まず移住をしようと決断した人が、申請書をその地域の行政機関に持っていきます。そうすると、汚染地域の行政機関から汚染されていない地域、移住希望先の州の行政機関に指示書が出ます。何々という市民が御州に移住を希望しているので手配をお願いします。そうすると、州の行政機関が、住宅確保、就業支援、住民登録などの準備をして、規則では3カ月以内に通知しなきゃいけないことになっています。でも、そんなスムーズには行かなくて何年も待たされているケースが近年の財政難の中では多くあります。そして、ここに置いていく家に関しては、喪失財産補償として補償を受け取って、移住先で住宅を確保する際の資金にすることもできます。



- 「移住権」者に認められる主な権利項目（国去対象地域の場合）
- ・喪失財産(家、庭、家畜、家財等)の補償
 - ・移住先での就職支援 * 移住前の職種・職能を考慮
 - ・職業訓練・就職までの月額給付金
 - ・家族一人当たり500ルーブルの引越一時金
 - ・移住のための輸送費用
 - ・保養(Ozdrovlenie)費用:年間100ルーブル
 - ・14日の追加有給休暇
 - ・住環境改善支援
 - ・最大で7年早く年金受給を開始(32歳)
- Copyright © 2016, Onuma. All rights reserved.

チェルノブイリ法が定める移住権②
— 雇用保障 —

- ・移住先で、職業と職能に合った優先的雇用。それが無理な場合、本人の希望を考慮して他の職が提供されるか、新たに特別な職業訓練を受ける権利が認められる。
- ・職業訓練期間中には定められた平均月収の額が支給される。

チェルノブイリ法第17条
「国外からの避難者および国去対象地域からの移住した(移住する)者に対する被害補償と社会的保護」
Copyright © 2016, Onuma. All rights reserved.

移住権者に認められる主な権利としては、今話したとおりです。引っ越しの一時金支給も認められます。雇用も認められます。

そして、日本の新聞でも、ロシアの新聞でもちらほら書かれています。移住の権利があっても、2000年代後半あたりから資金難で役所のたらい回しとか、移住の権利があっても住宅の準備が間に合わなくて汚染地域に残り続けている人がいるという報道がありますが、それは一面事実ではあります。

移住の権利を法律で定めたことで、社会政策上どういう効果があるかということ、勝手に引っ越しした位置づけじゃないので、例えばこれは連邦統計局という国の国勢調査みたいなことを行っている人口統計です。ブリャンスク州から2011年時点でのノボゾィブコフのある州の出生、死亡、移入、移出と書かれています。その人口動態の中で、そのうち退去、まさに移住権とか移住が義務づけられたことによって行われた移動が別建ての項目で数字として示されます。これがあると、良いか悪いかは別として、行政上何ができるかということ、どこの地域からどこの地域に何人ぐらい何という人がいつごろチェルノブイリ移住者として移住していったのか記録として残ります。だから、この人たちに対しては健康診断のフォローアップも移住先の地域が汚染地域じゃなかったとしてもできますし、被災者フォーマットを持っていなかったとしても行政側はちゃんと把握している。だから、健康診断の通知は送り続けることができます。

移住権なんかあったって実際は移住できない人のほうが多いじゃないかという報道があるという話ですが、2000年代後半については確

かにそうです。事故から20年、30年たった時点において、各国政府、以前ほど移住者の支援に財政的な予算を割かなくなってきました。

チェルノブイリ原発事故の帰還困難地域汚染もつた地域における
住民移住の実績

州名	年	定住者数 (再帰)	1年間の移動				内訳(再帰) による移住	定住者数 (再帰)
			出生	死亡	移入	移出		
ブリュッセル州	2011	188,407	2,321	5,177	8,005	9,490	608	188,064
	2012	188,004	2,452	2,943	9,389	12,069	714	182,892
内 「居住困難地域」	2011	72,780	925	1,218	3,643	3,498	419	72,439
	2012	72,439	1,002	1,201	6,000	4,801	425	71,439
ワルロン州	2011	2,887	45	75	110	55	-	2,912
	2012	2,912	44	68	183	44	-	2,982
ザヴォール州	2011	13,733	195	255	359	310	-	13,724
	2012	13,724	242	217	390	247	-	13,803
トゥーロン州	2011	30,386	328	458	454	692	-	30,222
	2012	30,222	384	492	1,203	913	-	30,404
合計	2011	225,411	2,890	3,962	9,129	10,547	608	222,922
	2012	222,922	3,123	3,717	11,103	13,553	714	220,085

出所:連邦統計局

移住権の実績

Переселение из зон гарантированного добровольного досрочного прекращения радиационного контроля

Переселилось в течение 1990-2005 годов (всего)	Семей
13 697	1 367
1997	915
1998	501
1999	615
2000	370
2001	286
2002	80
2003	229
2004	89
2005	-

出所:ウクライナ政府報告書(2006年)

これはウクライナのデータですけれど、2005年までの間に、チェルノブイリ法ができてから1万4,171世帯が移住権によって移住しています。これは世帯の中的人数は日本より多いですから、少なく見積もって1世帯4人だったとしても6万人近くがウクライナの中で移住権を使って移住することができました。もちろん移住の選択を後悔した人も後でいたかもしれません。ただ、この1万5,000世帯近い人たちは自力の避難じゃありません。さっきのようなものに申請して、雇用も住宅のサポートも国が責任を持ってやるというたてつけの制度の中で移住の選択肢を実現しているわけです。移住したことについても、移住権を使って出ていく人たちがいるということに対して、移住元の地域の人たち、いろんな感情はあると思います。ただ、それは法律で認められた権利である以上、ここは安全なのにヒステリーを起こして出ていったという社会的な価値観は、このゾーンの中には生まれにくいのです。

帰還のジレンマはない

第27条
隔離ゾーンおよび移住ゾーンにおける住民の生命活動の再開について

住民の再避難を含む、隔離ゾーンおよび移住ゾーンの居住地点および地区における住民の恒常的居住の再開は、これらの居住地点および地区における人々の放射線の影響が彼らの生命活動のいかなる側面でも必要としない水準まで低下し、これらの居住地点および地区において住民の居住および労働活動のためにいくらかの改善性が認められた場合に、自発的な原則に基づいて可能である。上記のゾーンにおける、住民の再避難を含む住民の恒常的居住の再開についての決定は、ロシア連邦政府によって採択される。

そして、先ほどの授業をやっているカテリーナさん、ノボズィプコフの市民団体の代表者の1人ですが、彼女はノボズィプコフを汚染地域と知りながら残って、子供たちにリスク防護教育をしている教育者です。移住の権利について彼女が言ったことはすごく印象的だったのですが、彼女が言うには移住だけがリスク回避の手段ではない、自分たちはここに住んでいても、ちゃんと防護策を教えれば子供たちも十分生活できると考えている。「この地域は危険だから出ていきなさい」とは誰も言っていない。でも、それでもリスクを完全に回避したいなら、汚染されていない地域に引越すことはその人の権利である。移住の権利は選択肢としては必要です、と彼女は言っています。彼女は移住をしなかった人です。



移住だけがリスク回避の手段ではない。自分たちはここに住んでいても、ちゃんと防護策を教えれば子供たちも十分生活できると考えている。

「この地域は危険だから出ていきなさい」とは誰も言っていない。

でもそれでもリスクを完全に回避したいなら、汚染されていない地域に引越すことはその人の権利。

移住の権利は選択肢としては必要。

(市民団体職員 カテリーナさん)

全員がこういうことを言うかどうかはわかりません。もちろん若い人が移住権を使って出ていくことに対しては残念だなという思いはみんなあると思います。しかし、それに対して全く安全な地域なのに勝手に怖がって出ていったという風土、世論みたいなものは、この町にはありません。それは住み続けている人もここにリスクがあることを前提で防護をしながら生きているわけです。リスクの評価として、彼らにとって移住するほどのことじ

やないと思っているかもしれない。でも、このリスクを完全に回避する手段として移住していく人たちがいることについても、残念だけど受け入れる緩やかな土壌があります。

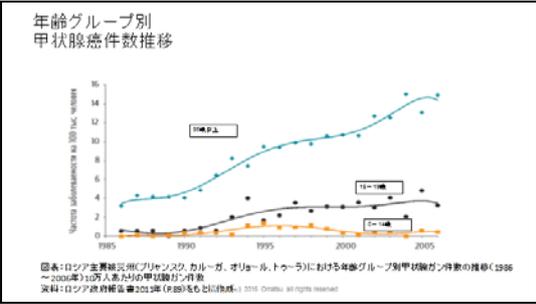
そして、移住していった人も移住先で、ノボズィプコフのような汚染地域にずっと住み続けている人も、その地域の中で年1回の無料の健康診断を受け続けています。事故が起きて30年たつ今に至るまで、先ほどの学校に通っている子供たち、チェルノブイリの後、20年もたつて生まれてきた人たちが対象になっています。

ポイントは、これが法律に国家の義務として第24条に定められていますが、「本法13条に示された市民及び1986年4月26日以降に生まれたそれらの市民の子供は」、つまり事故時にまだ生まれてなかった子供、第二世代、場合によっては第三世代も含んで、「義務的医療保険の対象となり、一生涯にわたり特別健康診断を受けなければならない」。そして30年たった今でも、地域差はありますが、対象者の7割、8割は受診をしているとノボズィプコフの病院の関係者は言っています。ウクライナになると、これが9割5分とかもっと受診率が高いです。

第24条
チェルノブイリ原発事故の結果被災した人々に提供される放射線防護と医療サービス

本法13条に示された市民および1986年4月26日以降に生まれたそれらの市民の子供は、「ロシア連邦市民に対する無料医療支援国家保障」プログラムの枠内における義務的医療保険の対象となり、一生涯にわたり特別健康診断（予防医学的健康管理）を受けなければならない。

Copyright © 2010 Onkai. All rights reserved.



甲状腺がんのデータの評価の仕方については、

福島県で行われている県民健康調査の中で、チェルノブイリではこうだ、チェルノブイリでは5年後にふえた、チェルノブイリではゼロから5歳児にふえた、チェルノブイリでは100ミリシーベルト以上の被曝でふえたと言っていますが、それはロシアの報告書のデータと照らし合わせると、ロシアはそんなこと言っていないというのを、私は今年2月に発表された岩波の「世界」という雑誌で書いているので、もしよろしければ読んでください。

これは詳しく解説しません。甲状腺がんに特化した話ばかりするのもどうかと思っています。血管の病気とか心臓病とか脊髄とか神経系統疾患を、この地域の人たちは経験値として多くふえた病気と言っている中で、甲状腺がんの問題が日本でまずは話さなきゃいけない状況になってくると、素通りできないので話すだけです。

これは、ノボズィプコフも含むブリヤンスク州と、ほかのロシアの汚染地域における甲状腺がんの10万人当たりの疾病件数が年齢ごとにどうふえていったのか、またどの時点で減っていったのかを示した図表で、これについては私が論文で書いているので後ほど見てほしいですが、これを見て私はすごく驚いたんです。驚いたというか、やっぱりそうなのかと思ったのは何かというと、皆さんは多分このあたり、この年齢でふえているとかに注目すると思います。そういうところには余り驚かないです。私が驚くのはここです。

ブリヤンスク州ノボズィプコフ市は、原発から200キロ離れていると言いました。トゥーラは、トルストイのヤースナヤ・ポリャーナという屋敷があるところですが、チェルノブイリ原発から800キロほど離れています。そして2006年、事故から20年後です。これは30年後までずっと今も続いています、原発から800キロ離れた地域で20年たつて、大人も含めて毎年、甲状腺検査をしていることに私は驚きました。

だから、チェルノブイリではこうだと、この時期にこういうふうなグラフでふえたとか、

この時期に年齢層でふえたとか、私たちが当たり前のように使って引用しているデータは、まさにこのチェルノブイリ法の第24条によって成立しているデータで、何もないところからはこんなデータは出てこないわけです。800キロ離れたところにも被災地がある。そこに住んでいる人は被災者である。毎年健診を受けなければいけない。健診をやるのは国の義務であるという制度があって初めてこのデータが出てきますが、余りそういうことを考えずにチェルノブイリではこうだと話をする。

翻ってみると、健康調査は福島県だけです。事故時、福島県に住んでいた当時18歳以下を対象にしている。それだって引っ越した人たちまでなかなかフォローできてないのが現状です。これはウクライナでもロシアでもベラルーシでも同じですが、子供の甲状腺がんというからいつもみんな小児甲状腺がんの話ばかりするんです。それはもちろん一番悲惨な例だし、一番痛々しいし、一番それは原発事故の影響として目に見えやすいものだから、そこを議論するのは大事だと思いますが、この図を見てもわかるように発症するのは成人した後です。

だから、チェルノブイリが語っているのは、子供のころ被曝した人たちが20歳以上になって甲状腺がんになっているケースが大半です。それに対して応える健康調査の制度、そして甲状腺がんになった人たちを救済する制度が必要なわけです。チェルノブイリ法にはそれがあるけど、日本では18歳以下のみ、事故時18歳以下のみ対象。その人たちが20歳を超えたら健診の頻度も5年に1回になる。そして、20年後こういうデータは絶対に残りません。チェルノブイリと比較してどうですかと、よくいろんな人から聞かれますが、わかりませんと言います。一つには、私が医者でも疫学者でもないからわかりません、社会制度の調査員ですからというのと、こういう調査がやられてないから比較するようなデータは日本にないというのが私の考え方です。その中でも、いろんな疫学の専門の方たちが議論を

している中でいろいろ見えてきたことはあると思います。

これは甲状腺がん検診室です。市民団体が運営しています。



もう一つ、因果関係について。チェルノブイリ法第24条、2000年台半ばに削除されてしまいましたが、すごくいい考え方で、今もこの考え方が制度の中では生き続けています。先ほどの健康診断を定めた条文と同じ条文の中で、どういう病気になってどういう状況を満たせば原発事故との因果関係を認めるかをチェルノブイリ法第24条は定めていますが、何を言っているかという、因果関係はこういう場合に確立されたとみなされる。被曝量のレベルは問わず、被曝量に関するデータがあるかないかは問わず、あるわけがないです。実測調査そんなにやってないから。被曝量に関するデータがなかったとしても、チェルノブイリ原発事故以前の病歴がどうであったとしても、放射能汚染地域における居住・就労の終了から被害の発生までの期間に関係なく、当該被害が原発事故による否定的要因によって引き起こされた可能性がある場合には、確立されたとみなされる。

チェルノブイリ法(ロシア版) 二四条 (2004年8月2日改正前の版) ①

Настоящим Законом под причинной связью развившихся заболеваний и инвалидности лиц, подвергшихся воздействию радиации вследствие катастрофы на Чернобыльской АЭС, понимается связь между наступлением вредных последствий для здоровья указанных лиц и воздействием на них радиационных факторов вследствие чернобыльской катастрофы либо сочетания этих радиационных факторов с иными природными факторами.

本法においてチェルノブイリ原発大事故の結果放射線の影響を受けた市民の疾病及び障がい(因果関係)とは、当該市民の健康に対する有害事象の発生と、当該市民に於けるチェルノブイリ大事故の結果による放射線要因または当該放射線要因と他の有害要因の結合との関係を意味する。

チェルノブイリ法(ロシア版) 二四〇条
(2004年8月22日改正前の版) ②

Причинная связь между ухудшением состояния здоровья, заболеванием, смертью, частичной либо полной потерей трудоспособности граждан, пострадавших вследствие чернойбыльской катастрофы, признается установленной независимо от величины дозы облучения или отсутствия данных по облучению, медицинского анамнеза до событий чернойбыльской катастрофы, продолжительности периода между окончанием работы или проживания в зонах радиационного загрязнения и наступлением вредных последствий, если наступившие вредные последствия могли быть вызваны неблагоприятными факторами.

因果関係は(中略)、被曝量のレベル、被曝量に関するデータの欠如、チェルノブイリ原発事故以前の病歴、放射能汚染地域における居住・就業の終了から被害の発生までの期間に関係なく、当該被害が否定的要因によって引き起こされた可能性がある場合には、確立されたものとされる。

チェルノブイリ法46条
「チェルノブイリ大災害に関する情報に対する市民と市民団体の権利」

ロシア連邦の市民と社会団体には、チェルノブイリ原発事故問題、居住(勤務)地域の放射能汚染レベル、食品や資産の汚染度、およびその他の放射線安全制度に関する遵守条件や要求事項について、十分かつ正確な情報を適時に与えられることが保証される。これらの情報は、ロシア連邦政府の委任を受けた機関(組織)によって提供される。当該機関(組織)の公職員は、チェルノブイリ原発事故に関する情報の意図的な歪曲または隠ぺいに関して、ロシア連邦の法律に即して責任を問われる。

つまり、疑わしきは救うという考え方に基いてやっています。だから、甲状腺がん以外でも、チェルノブイリを原因とした疾病として、心臓病とか血管症も認定されて補償を受けてきました。だんだんその認定も厳しくなってきた。それはむしろ医学的な評価よりも財政的な評価の中で狭められてきたということです。

この移住権の考え方、居住リスクの考え方が、まず日本語にないです。それを何とか日本の法律の言葉の中に翻訳して導入しようと苦心の末、国会の政策スタッフをやりながらやってきたのが、この5年間の私の格闘でした。そして、これを成果と認めてもらおうとは思ってないですが、ただ、忘れてほしくないのは「子ども被災者支援法」という議員立法でできた法律です。これは実際、自主避難者の権利を定めるはずの法律であったものが骨抜きにされたと言われますが、不法にも政府が運用していないというのが私の評価です。ここには支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を国が支援すると明確に書かれています。支援対象地域がどこなのかの範囲規定、それが恣意的に狭められたのと、その基準を全くちゃんと定めていないために誰が支援対象になるのかを明確

にしていない。それで運用をずっとしてこなかったのがこの法律です。

ただ、東電の賠償じゃない、市民団体とか市町村の自助努力でもない、もちろん被災者の自力じゃない、国が避難を支援しなきゃいけないと、日本の法律の中に書かれています。これはチェルノブイリ法の第6条の翻訳を下敷きにつくったものです。ただソ連の法律を翻訳して、日本の法律になったわけではありません。日本の憲法の中にそれを論拠づける基盤があったから成り立った条文です。「居住、移転及び職業選択の自由を有する。」というのは、日本国憲法第22条からの論拠づけられるものです。

日本での方向性

日本の法律は放射線を理由にした「移動」の権利を定めた

第九条
国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする国民の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律の権限に関する法律

日本国憲法22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

そして、チェルノブイリ法第24条からも、子ども被災者支援法第13条に重要な条項が取り込まれています。国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放

放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。)を受けたときに医療費を負担したり、支援したりすると、この条文に書かれていますが、この括弧のところが重要です。国の側が放射線による起因しない負傷または疾病に係る医療であることを証明しない限りは、国による支援、補償の対象になるという考え方が盛り込まれています。だから、甲状腺がんは、放射能と関係ないとずっと委員会が言っていますけれど、それを被災者の側が証明する責任はこの法律上はないのです。この考え方は、先ほどのチェルノブイリ法第24条を私が国会に紹介したときに、当時議員連盟で川田龍平さんとかが、HIVの薬害訴訟の体験をもとに、あとは水俣病の経験も盛り込んで、被災者が証明責任を負わされるのはだめだということをつくった条文です。日本の伝統とチェルノブイリ法が合流してできた法律が日本にあります。これを不法にも日本政府は運用してない。

生涯続く健康診断、 因果関係証明を求めず医療費の減免

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査に必要と認められる施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことが認められる見込がある間はその者が当該地域に居住していた者を含む。当該人については、居住する者に係る健康診断については、これらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、被災者たる子ども及び当該地域に居住した東京電力原子力事故に係る放射線による被ばく(以下同じ)を負傷又は疾病に起因する医療費削減したものを限り、当該子どもに負担する医療費に代りてその負担を減免するために必要な被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

Copyright © 2019, Daiichi. All rights reserved.

いま日本で考えること、これは三つだけ話して終わります。

いま日本で考える

- 「復興」という言葉の定義をもう一度考える
ノボズィプコフ市には「復興」という言葉がない
- チェルノブイリ法から受け継いだ日本の法律を具体化
避難・居住・帰還の選択権、支援主体としての国の義務、
被害者に因果関係証明を求めない医療制度
- 初期被ばく、日本の地形的特性を考慮した「被災地」の概念を
重点調査流域・水域、初期被ばく回避行動の補償等

Copyright © 2019, Daiichi. All rights reserved.

移住権のある居住地域ノボズィプコフ市を今年の4月に見てきて、法制度の背景を調査して改めて思うことですが、2番目については今言いました。チェルノブイリ法から受け継い

だ子ども被災者支援法があるんだから、これを具体化して、不法にも運用していない政府に運用を迫っていくことをちゃんとやり続けなきゃいけない。

もう一つは、今回気づいたのは、チェルノブイリ被災地には、日本語で我々が福島事故後に当たり前のように使っている言葉の幾つかがロシア語にはないです。一つには復興という言葉がありません。土壤汚染の回復とかいう言葉はありますが、それはちょっと違います。あとは原発事故被害の克服という言葉はありますが、そこには何か地域を興すとかいうニュアンスがないです。起こっている被害があって、それに対策するという考え方だから。もう一回、この復興という言葉の定義を考えなきゃいけないと思います。

ノボズィプコフは、はっきり言うと復興を目指していません。だから、もしかしたら移住していく人たちも復興に逆行する動きとして捉えて批判する必要もないし、放射線防護も地域のブランドを傷つける、復興に逆行する事業だとされなくて済んでいるのかもしれないと思います。復興という言葉が今何を意味しているのかということを考える。ノボズィプコフは、私の印象では、復興という言葉がないことによって大分救われているなど思っています。何年までに、オリンピックまでに何人戻して、避難者を何人減らしてという数値目標もないです。だから、徐々に衰退しています。でも、その衰退していつている町の人たちの言葉とかまなざしとか子供に向かい合う姿勢とかは、私たちが生きている社会よりもずっと緩くて、ずっと優しいと思いました。

さらにもう一つ、日本の法律でも1ミリシーベルト基準が本来の筋ですから、1ミリシーベルト基準は言い続けなきゃいけないですが、それだけでは日本の被災者支援を考えるにはまだ足りないと思っています。現状1ミリシーベルトを下回っていたとしても、初期被曝を回避するための避難行動とか防護行動は何らかの後づけとかレトロスペクティブに

ちゃんと補償されるべきだと思います。

わかりやすい例で言うと、東京、埼玉から避難した人は、今から見ると、東京の多くの地域で1ミリシーベルトを超えてない、だから避難の権利ないのではないのと、チェルノブイリ法をそのまま運用してもそうなります。チェルノブイリ法は、事故5年後にできた法律だからそうなるだけで、我々はあらゆる初期被曝データに基づいて、それを回避しようとした避難はチェルノブイリ法にはないけれど、初期被曝回避避難の権利みたいな、何かいい言葉考えてください、法律家の先生方で。

あとは、日本の地形特性を考慮した、これは本当に中原先生の次の話が楽しみですが、チェルノブイリは、だだっ広い平原と森林で起こった大規模な放射線事故です。原発事故です。日本には川があり海があります。だから、山から里に移行するし、海にたくさん放出されたし、それがどう移行してくるのか我々にはわからない。日本は土壤汚染基準だけでは被災地は区切れないです。そうすると、チェルノブイリ法みたいな土壤汚染を基準にした何々ゾーンという区切り方だけでは多分足りない。そうすると、他の考え方として、重点調査流域とか重点調査水域とか、そんな考え方が必要になってくると思っています。だから、この次にお話しいただく中原先生の海の民の経験は、そんなところが学べるのかなと思っています。

○野呂 尾松さん、ありがとうございます。とどまって暮らすか、あるいは移住するか、自己決定権を国家が補償することによって、さまざまなそれに付随する補償等を実現していくという話だったと思います。